

12.8 人権デー各省要請行動 2016年12月8日(木)

文部科学省要請(10時～10時30分) 文科省旧庁舎1階 第1応接室

文科省出席者(7名): 鈴木育乃(大臣官房国際課国際交流企画グループ 専門職)
: 長島 (大臣官房総務課法令審議室審議第2係)
: 齋藤栄三(初等中等教育局 企画課教育公務員係 専門職)
: 大岸正樹(同 教育課員研修支援係 専門職)
: 磯谷桂太郎(同 特別支援教育課 企画調査係長)
: 森田隆光(同 教科書課教科書検定第一係長)
: 高瀬智美(同 教育課程課 企画調査係長)

参加者(13名): 鈴木亜英(国際人権活動日本委員会 - JWCHR)、松田順一(JWCHR)、上野節子(JWCHR)、塩田哲子(JWCHR)、石川美紀子(国連へ障がい児の権利を訴える会)、日暮かをる(国連へ障がい児・・・)、新井史子(東京・教育の自由裁判をすすめる会)、青木茂雄(東京・教育の自由裁判・・・)、花輪紅一郎(東京・教育の自由裁判・・・)、宮村 博(東京・教育の自由裁判・・・)、外山喜久男(神奈川・個人情報保護条例を活かす会)、吉田典裕(出版労連)、坂本 淳(出版労連)

文科省回答(磯谷): 要請項目1の個人通報制度の実現及びパリ原則に沿った国内人権機関の創設について回答する。本件については本省の所管ではなく(当該事案に関する府省庁?)になることを理解してもらいたい。
項目4の障害児の教育活動について回答する。障害児の教育活動に対する「合理的配慮」は平成24年の中央教育審議会の分科会の報告の中で、合理的配慮についての記載がある。障害のある子供が他の子供と平等に教育を受ける権利を共有・行使することを確保するために学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・縮小を行うこと。障害のある子供に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、そして学校の設置者及び学校に対して財政面において均衡視した、または過度の負担を崩さないものと言うことで記載されている。そして今年度、障害者差別解消法が施行されたので、文科省所管の民間事業者に対する対応方針として、27年に対応指針を策定して合理的配慮を含む考え方や文科省の考え方について、民間業者

や 教育委員会に通知している。引続き合理的配慮を行っていく。
要請項目 5 の自民党憲法改正草案の解釈について本省は回答できる立場ではない。

項目 6 の教科書検定の記述に関して、政府報告の位置付けとして自由権規約に関する政府報告書は、同規約 40 条第 1 の (b) に基づいて、各締約国が自国における同規約の履行状況について 5 年毎に報告し、規約委員会が調査する。教科書検定については第 5 回政府報告書にて記載しているが、第 6 回報告書では第 5 回報告と内容が同じであり、最終見解が特段指摘されていない記載は字数の制限もあって取り上げられなかった。

項目 7 の社会科教科書検定基準の改正と自民党の方針関係については、平成 25 年 6 月に自民党の教育再生実行本部から教師の在り方特別部会から議論の中間まとめが発表されている。政府は同年 11 月に当時の下村文科大臣が今度の教科書改革について総合的な政策パッケージとして、教科書改革実行プランを発表した。以後、文科大臣から評価用として検定調査審議会に対して審議要請を行い、同審議会から検定基準改正を含め、検定制度の改正案が提言された。文科省はこの提言を踏まえ制度改正を行った。

文科省回答（斎藤）：要請項目 2 の差し替えられた要請について、2013 年のリスト・オブ・イシューのパラグラフ 17 と 2014 年の総括所見のパラグラフ 2 2 の間の相関関係については、文科省は答えられる立場ではない。

文科省回答（鈴木）：要請項目 3 について、国際人権諸条約の委員から公表された勧告は拘束力を有するものではないが、政府として適切に対処していくとしており、文科省もそのように考えている。外務省よりそれらの勧告や最終見解については、地方自治体に国内における人権の保護・促進に向けた政策を実施するにあたって、参考として活用するよう要請している。国際人権条約の意義を発信することは重要なことと考えている。教育関係者の集まる会議などの機会を通じて日本における主要人権条約の締結の状況と、及びその趣旨について周知を図っている。また教員に対しては地方公共団体の教育委員会や文科省が所管する研修において、人権を重要なテーマの一つとして研修を実施している。

質問（松田）：自由権規約委員会からのフォローアップに対して、政府から回答がなされた。その後、再質問があったが、その中で慰安婦問題の所で、この問題に対して政府は回答を行っていない。後日、回答するとしている。この問題を二度と起こさないために教科書に記載させて、子供に学習させるよう勧告している。教科書を管轄している文科省とし

て、どのように考えているか。

文科省回答：慰安婦問題に関する教科書の取り上げ方については、高等学校の歴史の教科書では全県でこの問題を取り上げている。教科書の作り方の仕組みについても理解してもらいたい。日本の教科書には検定制度があり、これは学習指導要領に基づいて、どの項目についてどれだけ書か否かは民間の教科書会社に委ねなれている。その上で教科書を作っている。そこで検定をすることが国の責務である。どのように取り上げるかは発行教科書会社さままでである。

質問（松田）：政府が回答していないことはどうしてか。

文科省回答：現状を述べただけで、その辺のことは回答を持ち合わせていない。

質問（吉田）：出版労連の吉田です。今の回答はすべて知られていることを繰り返したただけだ。こちらもその制度を承知して要請しているのだ。教科書会社が書いていないので仕方がないという回答に受け取れたが、検定で教科書が書かないのは自由だけれども、それに対して検定を加える訳なので、しかも検定基準を変えている。現実には意見が付いている。かつて中学校で取り上げられていたが、取り上げられなくなっている。近現代事象の内、未確定の事象には断定的に書くな、日本政府の統一見解がある場合には、それに従えとされている。日本政府の見解と違うことを書くとダメだと言われている。民間の側に責任を被せるような回答を受けとらざるを得ない。慰安婦問題がこれだけ国際的な問題になっている中で、加害者の側である日本の教科書で記述されないことは、政府の対応として問題ではないか。

文科省回答：検定基準については、たしかに26年の4月に改正してあり、政府の統一見解のあるものについては記述するようになっている。ただ政府見解を必ず書けというものではなく、その事象に応じて政府見解でないものであれば、それに従って両論を書いてもらいたい。従って必ず政府見解を書けというものではない。国の方から慰安婦問題に関しては、この問題について「書け」とは今の検定制度ではできない。

質問（吉田）：「書け」と言っている訳ではない。それを言うと検閲になってしまうのでそれは分かる。逆にそれを書かないと言うことが保証されている訳ではない。慰安婦問題を踏み込んで書きたいが、検定で変えられてしまうので書けないことが実態だ。特に中学では97年に各社は書いていたのだ。それがいろいろと検定意見が付くから書けなくなったのだ。

もう一つ冒頭の自由権規約に記述がなくなったことについて、今、経過が分かったが、その回答は事実と反するのではないか。教科書問題

を書いたのは第5回ではなくて、第3回から書いている。しかし、それ以降、総括所見に記述されることはなかった。なかったが毎回出ししてきた。それは国として表現の自由を制限している例として認識していたから、そうしてきたのだ。自由権の19条は表現の自由なので、制限の事例として紹介したのが教科書検定だった。状況としては変わっていなかったが、向こうが重視していないと忖度して今回やめてしまったのではないか。

文科省回答：その点は文科省より政府の既定方針なので、これ以上言うことは出来ない。

質問（花輪）：私たち三つのグループが共同して文書でパラグラフ22について要請した。パラグラフ22の公共の福祉に関するものを即時実行するよう文科省に要請する。その理由は、政府報告の中で、公共の福祉の適切な使用例として板橋高校卒業式事件を取り上げていた。5.(1)として公共の福祉を今後、人権制約要因として使わないでほしいと上げている。

質問（新井）：パラグラフ22とリスト・オブ・イシューの間に相関関係があるかどうか分からないと言うが、文科省の管轄である学校の中で起きていることについて、東京の実態についてどの位知っているか聞きたい。最高裁の判決の内容を知っているか。日の丸・君が代の裁判において、大体確定している内容について知っているか。

文科省回答（斎藤）：23年6月の最高裁の判決は一つの最高裁の判断として、あの中で国歌への起立・斉唱をするという職務命令をすることに、思想・良心の自由を間接的に制約するものであるということ否定できないとしている。間接的な制約が許容されるかどうかについては、式典の趣旨とかを総合的に勘案して、それが合理的に認められるかどうかを判断する必要がある。その裁判の事例では合理的に許容される範囲であるという見解を示したものだ。

質問（新井）：それはその部分もあるが、処分がどんどん重くなっていたことに関しては、社会通念に反することで減給以上が取り消されたことは知っているか。

文科省回答（斎藤）：知っている。

質問（新井）：その後でも東京都が減給処分をしていることは知っているか。

文科省回答（斎藤）：知っている。

質問（新井）：再発防止研修の内容を知っているか。セクハラとか体罰とかをやった人と同じように服務事項として扱い、一人の人を4~5人で取り囲んで部屋で同じことを繰り返し、いかにあなたのやったことは悪かった

かと強調して、そしてトイレまでついて来る。このような窓のない部屋でやって、寒いと言っても何ら対処してくれない。そして受講後、報告書や振り返りノートで反省を書くように、そしてそれを読み上げるよう迫られ、そういうような人権侵害があって私たちは訴えて、特に教育の場で人権侵害が行われているという前提に立って訴えて、そしてパラグラフ 22 とリスト・オブ・イシューに相関関係があると訴えている。実態はいかに人権侵害が行われているか把握してもらいたい。

文科省回答（斎藤）：その研修が事実かどうか分からない。事実だとすれば、そして違法な状態であればおっしゃる通りだろう。

質問（日暮）：文科省は、性教育は学校教育全体を通じて行われていると言っているが、実際に障害のある子供たちの実態は殆ど行われていない。その背景にあるのは 2000 年前後に起こった性教育バッシングが、いまだに尾を引いている。東京の障害児学校で私は教師として働いていたが、それが今でも各学校の中でも、叱正とか「またやられる」のではないかというのが根強くある。保護者も本当に困っている。今、一人親の家庭も増えて、母親が男の子の面倒を見ているが、二次性徴を迎えるときにどのように伝えたらいいか、風呂の入浴介助もどのようにするかについても困っている。親が私たちに相談に来るが、学校に相談して、と言って、学校に言うと、それは学校では言えませんと言われる。学校の先生に聞いても高等部の年齢になると、いろいろなことが起こっている。妊娠騒動がいくつもあがるが、携帯で映したものを多くに流したり、そういう事件も起きている。しかし、そういう事件も子供に反省を求めるだけで、時には対話学習をするが、大本で性教育はやらせないという実態があって、学びも保証されていないのに、なにかそういう事件を起こすと反省あるいは退学になってしまうとか罰が与えられて、本当に性をきちんと肯定的に自分が生きていく中で捉えることが全くなっていない。文科省は「全体としてやってほしいと言っているが、現実どのように行われているのか。子供たちが分かる形で生きていく上で、自分の性を肯定しながら生きていける力をきちんと付けていくことがやられているか。私は実際にやられていないと思っているのでどうでしょうか。

文科省回答（磯谷）：七生の養護学校の事件について知ってはいるが、質問でもらっていないので詳細についてはコメントを差し控えたい。ただ、特別支援学校だけ保健体育の専科の教育が行われているのかと考えているが、私どもは学習指導要領に記載した内容を学校でやってもらうことで、実態

は分からない。

質問（石川）：国レベルで性教育の教材が全部配られたものが、回収されたことを知っているか。首相レベルで性教育を禁止することが起こったから、今、性教育ができない。とにかく国レベルで性教育が奨励されて、実際に行われるように文科省はすべきだ。それは国連も言っていることだ。

文科省回答：学習要領に従った形で、各特別支援学校でも性に関する教育を実施してもらいたい。

質問（外山）：勧告に対して法的拘束力はないが、適切に対処するとのことだが、実際に神奈川県教委と話をすると、県に降りてくるのが大分遅くなっている。そして、各課に全く浸透していない。実際に話をしても知らない。こちらから言われて、一年何か月も経った後で、こんな勧告があったのという感じだ。適切に対処といっても対処のしようがない。これが実態です。もし、適切に対処するというのであれば最低限、勧告を各課に浸透させ、学校であるならば学校の教員レベルまできちんと落としていく。そういう中で国際標準としての人権をどうやって浸透させていくかを考えていかなければ、適切な対処と言っているだけにすぎない。実際はまったくともなっていない。勧告を実現する方向に取り計らってもらいたい。

質問（花輪）：鈴木さんだけには、この日弁連のパンフレットを渡してある。マーカ一した所は一般的・抽象的な勧告ではなく、日弁連の解釈によれば、日の丸・君が代を強制するような実態があったから、国連はあのような勧告を出したと解釈している。これを読んで見解とか感想があるか。

文科省回答（鈴木）：（聞き取れず）

質問（花輪）：いま見て、今後、検討されて、外山さんから言われたように、これが日の丸・君が代の強制に関する勧告であるならば、より踏み込んだ具体的な措置を取ってもらいたい。重ねて要望する。

文科省回答（鈴木）：文科省としての見解として、推測して言うことは出来ないが、要望として受け付ける。

以上